

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		路上生活者自立支援		款	4	項	1	目	1	事業	2	整理番号	114						
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	計画調整担当			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	110							
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分								既定事業							
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	15	年度	<input checked="" type="checkbox"/>	実施計画事業	分野	2	政策番号	3	施策番号	6	事業コード	26	<input type="checkbox"/>	行革計画事業	<input type="checkbox"/>	主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/>	個人	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	団体	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	内部管理	根拠法令等 (1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (2) 路上生活者支援行政連絡会設置要綱							
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○都と特別区共同の自立支援システムの実施により、路上生活者の就労自立・居宅安定を促進します。 ○苛酷な生活環境にある路上生活者に健康増進のための保健支援や生活自立に向けた施設入所支援を行い、社会復帰につなげます。										活動指標名(式) (1) 緊急一時保護センター入所者数 (2) 健康生活相談の参加人数							
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○都区協定に基づき、平成18年4月に開設した自立支援センター杉並寮の地域における円滑な運営を側面支援する。 ○路上生活者支援行政連絡会を開催し、都区の関係機関との連携を強化するとともに、冬季路上生活者健康生活相談会の実施や必要な保護・支援を行う。										成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 自立支援センター自立率 算定式・指標の説明等 就労自立人数/退所人数 成果指標名(2) 健康生活相談参加者数で医療・福祉の処置をした人数 算定式・指標の説明等							
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %								
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績										
指標	活動指標(1)	①	人	167	120	124	130	90	100	69.2									
	活動指標(2)	②	人	25	40	5	40	9	20	22.5									
	成果指標(1)	③	%	46.6	55	38.4	55	43.6	55	79.3									
	成果指標(2)	④	人	9	20	0	20	1	10	5.0									
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	19,988	12,717	10,569	10,771	7,265	1,872	22年度予算執行率%		67.4							
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ①ホームレス地域生活移行支援事業等(執)・・・22年度予算見積り時に東京都自立支援担当課(特別区人事・厚生事務組合)より通知のあった23区分担金概算額に比して、緊急一時保護施設等の施設建設費が予想を下回ったことによります。 ②緊急一時保護施設利用者交通費・・・緊急一時保護センター練馬寮へのケース移送件数が当初予想件数を下回ったことによります。 ③緊急対応食料等の支給・・・区内路上生活者数の減により緊急食料の提供件数が当初予想件数を下回ったことによります。									
	(内)委託費	⑦	千円	41	96	22	96	18	96										
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	4.84 0.00	4.84 0.00	4.75 0.00	4.75 0.00	4.58 0.00	4.63 0.00										
	人件費	⑨	千円	43,802	42,974	42,175	42,370	40,854	41,300										
	(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0										
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	63,790	55,691	52,744	53,141	48,119	43,172										
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	381,976	464,092	425,355	408,777	534,656	431,720										
	財源	⑬	千円	0	0	0	0	0	0										
	受益者負担分	⑭	千円	0	0	0	0	0	0										
国からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0											
都からの補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0											
その他の補助金等	⑰	千円	0	0	0	0	0	0											
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑱	千円	0	0	0	0	0	0											
差引:一般財源(⑪-⑱)	⑲	千円	63,790	55,691	52,744	53,141	48,119	43,172											
受益者負担比率⑬÷⑪	⑳	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0											

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 114

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		ホームレス地域生活移行支援事業等 <23区分担金>			
		緊急一時保護施設利用者交通費、緊急対応食料等の支給	302	件	117
		路上生活者支援行政連絡会及び健康生活相談の開催	2	回	356
		自立支援センター杉並寮運営連絡協議会の運営	2	回	0
		その他 ()			0
	(2) 事業実績	自立支援センター杉並寮運営連絡協議会を2回開催し、5年間の総括を行い、住民代表の委員全員が路上生活者の就労自立に大きな役割を果たしてきたことを評価するコメントが出されました。この5年間で約1,300名(5区計)が就労自立を果たしてきましたが、杉並寮は23年4月3日をもって閉鎖し、この機能は中野寮へ引き継がれました。また、路上生活者健康生活相談会を11月に開催し、冬季に備えた健診と衣類・食事の提供、生活相談を実施しました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している ▼	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ) ▼	
	(3) 協働等の形態 協働[事業協力] ▼	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続 ▼	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	23区全体の路上生活者は、平成11年8月の5,798人をピークに減少傾向にあり、平成23年1月現在、調査開始の平成6年以降最も少ない1,677人になりました(前年同月比378人減)。杉並区でも同様に、平成13年8月の73人をピークに減少傾向にあり、平成23年1月は16人となりました。これは、都区共同事業である自立支援システムなどの効果によるものと考えられます。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	路上生活者が公園等を占有していることに苦情が頻繁に入ります。路上生活者に対する荷物の撤去や公園などに居着いた場所からの退去の要望については、人権に配慮した対応が必要であることを、広く区民に伝えていくことも重要です。路上生活者に対しては、粘り強く福祉事務所の支援を説明するとともに、福祉事務所に相談に来るよう説得を続けております。
	今後の予測	23区全体と杉並区内の路上生活者数は減少の一途をたどっておりますが、この要因のひとつとして都区の自立支援システムが有効に機能していることが挙げられます。この結果、今後も路上生活者数は減滅していくものと考えられますが、一方で現行の自立支援システムでは手の届かない、ネットカフェ難民などは存在し続けると考えられます。
	評価と課題	福祉事務所と緊急一時保護センター練馬寮巡回指導員との連携による路上生活者の把握と粘り強い声かけや、都区の自立支援システムは、区部路上生活者数の減少に大きく貢献してきました。しかし、厳冬期に福祉事務所に訪れ、その後ネットカフェ等を転々として居所不明になり、支援不能となる者も多く、今後は都との連携によるネットカフェ難民対策の検討が必要と考えます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ● 実施方法の変更
路上生活者対策である自立支援システムは、都区の共同事業として展開されてきたものであり、今後も区部の路上生活者数の減少に直接結びつく事業として、区は引き続き協力していきます。杉並区は第4ブロックに属しており、23年4月以降は中野区に開設された中野寮へ自立支援センター機能が移され、杉並区からのケースを練馬寮を経て送り込むこととなります。また、区と緊急一時保護センター練馬寮巡回指導員との連携を一層緊密にし、区内路上生活者への支援に向けた説明・説得を続けていくと同時に、区内を活動拠点とする支援団体とも一層の連携を強め、路上生活者健康生活相談会を開催していきます。			

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		行旅病人等援護		款	4	項	1	目	1	事業	6	整理番号	118
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	計画調整担当			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	114	
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分								既定事業	
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業 分野			政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理		根拠法令等	(1) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 (2) 墓地埋葬等に関する法律				
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○死亡した身元不明及び引き取り者のない遺体 ○療養を要する救護者のない病人 ○葬祭を必要とする人						活動指標名(式)	(1) 葬儀を行う者がいない死亡人及び行旅病人の取扱い費用についての相談件数 (2) 上記の取扱い件数				
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○区内で死亡した身元不明及び引き取り者のない遺体を火葬し、寺にその遺骨の保管・管理を依頼する。 ○医療機関に被救護者に必要な医療の給付を依頼する。 ○区民葬儀利用希望者の申請に基づき区民葬儀利用券を交付する。						成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標				
区分	単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
		実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績					
指標	活動指標(1)	①	件	10	15	3	10	16	10	160.0			
	活動指標(2)	②	件	6	8	2	5	12	5	240.0			
	成果指標(1)	③											
	成果指標(2)	④											
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	1,026	3,328	394	3,549	2,011	3,614	22年度予算執行率% 56.7			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 身元不明及び引き取り者のいない遺体の取扱い件数が大幅に増加したため、事業費が大きく伸びました。 救護者のいない病人については、取扱いがなかったため執行残が発生しています。			
	(内)委託費	⑦	千円	1,016	1,048	384	2,400	2,001	1,113				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.69 0.00	0.69 0.00	0.48 0.00	0.48 0.00	0.47 0.00	0.47 0.00				
	人件費	⑨	千円	6,245	6,127	4,262	4,282	4,192	4,192				
	(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0				
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	7,271	9,455	4,656	7,831	6,203	7,806				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	727,100	630,333	1,552,000	783,100	387,688	780,600				
	財源	⑬	千円	0	0	0	0	0	0				
	国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0	0				
都からの補助金等	⑮	千円	987	3,487	202	3,487	1,948	3,614					
その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	987	3,487	202	3,487	1,948	3,614					
差引:一般財源(⑰-⑬)	⑱	千円	6,284	5,968	4,454	4,344	4,255	4,192					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 118

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				埋火葬委託料	11
		遺骨保管料	9	件	81
		その他 (官報掲載費、生花購入費)			32
	(2) 事業実績	行旅死亡人(墓地埋葬法第9条第1項の死体を含む)について11件の取扱いがありました。行旅病人については0件でした。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和8年の事業開始から現在まで、行旅死亡人(墓地埋葬法第9条第1項の死体を含む)の件数は、毎年ほぼ0～10件程度で推移しています。行旅病人の取扱件数は3年に1件程度で推移しています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	本来は身元不明者か身元引取り人のいない遺体が事業対象ですが、近年は親族がいる場合でも、絶縁状態であったり、葬祭費用を負担できないなどの理由で、遺体の引き取りを拒否されるケースが増えています。そうした場合でも、東京都と相談の上で、費用弁償が可能なケースについては、柔軟に対応しています。
	今後の予測	親族がいる場合でも、引き取りを拒否されるケースが増えていることから、少しずつ件数が増えていくと考えられます。
	評価と課題	本事業は、毎年事業量の予測のつかない事業であり、件数も少なく、事業を行わない場合も考えられますが、必要不可欠なものです。人の死に関わる事業であり、決して事務的にならず、一件一件丁寧に対応していくことが重要だと考えます。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ● 実施方法の変更
	親族がいる場合でも遺体の引き取りを拒否されるなど、様々な事例が発生しています。事例を文書化し、蓄積しながら、福祉事務所として、幅広く柔軟な対応を行えるよう、体制を整えていきます。		

特記事項	特にありません。
------	----------

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		生業資金貸付		款	4	項	1	目	1	事業	9	整理番号	121
担当部課名		保健福祉部管理課		係名	地域福祉係		連絡先電話番号	1358		昨年度整理番号	117		
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分								既定事業	
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	29	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input checked="" type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等		(1) 杉並区生業資金貸付条例 (2) 同施行規則				
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)		活動指標名(式)		(1) 貸付件数 (2) 貸付金額							
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順)		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標							
○区が事業用資金を低利で融資し、その融資で自立した生計を立てることです。		○個人事業主からの融資の相談に応じ、借受資格の審査及び事業所調査を実施した上で貸付けを行う。 ○利率は3%以内。 ○貸付限度額は、設備資金が200万円で運転資金が160万円。 ○貸付後7年以内に償還されるように債権を管理する。		成果指標名(1)		償還率		算定式・指標の説明等 {収入済額÷(調定額-不能欠損額)}×100					
成果指標名(2)		償還額		算定式・指標の説明等									
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績				
指標	活動指標(1)	①	件	0	1	1	0	0	0	0.0			
	活動指標(2)	②	千円	0	2000	1900	0	0	0	0.0			
	成果指標(1)	③	%	6	17	10	17	11.5	17	70.6			
	成果指標(2)	④	千円	5683	92108	8608	82039	8389	64711	10.2			
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	113	8,502	4,410	3,857	2,778	2,117	22年度予算執行率% 72.0			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 平成21年度に開始した債権管理・回収業務委託の効果が当初の予想を上回ったため、平成22年度は委託対象件数を絞り込んだことにより、執行残が出ました。			
	(内)委託費	⑦	千円	42	6,329	2,374	3,750	2,778	2,093				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.60 0.00	0.70 0.00	0.80 0.00	0.70 0.00	0.90 0.00	0.70 0.00				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	5,430	6,215	7,103	6,244	8,028				6,244
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0				0
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	5,543	14,717	11,513	10,101	10,806	8,361				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円		14,717,000	11,513,000							
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0				0
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0				0
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0				0
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0				0
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0				
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱	千円	5,543	14,717	11,513	10,101	10,806	8,361				
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 121

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				督促、納付書等の送付	80
		債権回収委託を実施した債権件数	72	件	2,734
		その他（ 生業資金貸付金、需用費 ）			4
	(2) 事業実績	22年度から貸付につきましては休止しています。新規貸付の相談につきましては6件ありましたが、産業振興課の融資制度を代替としてご案内しています。21年度に債権回収委託を開始し、22年度も引続き委託しました。委託業者により地方在住の債務者への訪問調査や直接納付の相談を行うなど、区が直接行うことが困難な事務作業を進めています。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="一部実現している"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text" value="企業・個人事業者((3)へ)"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text" value="協働[委託]"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="実施継続"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和29年度の事業開始当時は、個人事業者が民間から融資を受けることが困難であり、本制度の需要は高いものでした。現在では区の産業融資制度、国民生活金融公庫や民間金融機関等の融資制度が整備され、また本貸付制度が低所得水準にある個人事業主のための制度ということもあって、長期的には生業資金の需要は大幅に減っています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	償還遅延の際の違約金免除の要望が多いです。
	今後の予測	新規の相談は減っており、新規貸付については代替制度を案内することで、相談者に適した融資相談ができると考えられます。

評価と課題	21年度に引続き22年度も制度廃止に向けた検討を行いました。22年度、23年度と歳出予算が計上されていない点などにより、今後の経済状況の推移を把握したうえで制度廃止時期の見極めが重要です。21年度1月から債権管理・回収委託が実施され、22年度も継続して委託しました。地方在住債務者の自宅訪問を行い、状況の確認ができたため、あらためて返済計画を立て直すことなどが進んでいます。23年度も区が直接行うことが困難な部分の債権管理・回収を委託し、適正な債権管理を進めていきます。
-------	---

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ○ 現状維持 ● 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ● 実施方法の変更
	新規貸付については、22年度も引続き生業資金等運営委員会で廃止を検討しましたが、経済状況を踏まえて継続検討することになりました。貸付予算については22年度、23年度と計上されていないため、新規貸付相談者には、代替制度をご案内しています。23年度も引続き債権管理・回収委託を継続し、債務者の状況確認を進めます。債務者の状況に応じた債権回収を進めることが大切です。その一方で、状況を確認して回収困難とされる債権の見極めも必要です。債権管理・回収委託によりあらためて得られた債務者の状況をもとに、適正な債権管理を進めていきます。		

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		応急小口資金貸付		款	4	項	1	目	1	事業	10	整理番号	122	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	管理係			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	118		
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分								既定事業		
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	48	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等	(1) 杉並区応急小口資金貸付条例 (2) 杉並区応急小口資金貸付条例施行規則						
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○無利子の貸付により、不測の事態を緩和し生活の安定及び向上を図ります。						活動指標名(式)	(1) 貸付件数 (2) 貸付金額					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○災害や病気等で応急に資金を必要とし、他から借り受けることが困難な低所得世帯主に借受資格等審査のうえ、無利子で貸し付けを行う。 ○貸付についての債権管理を行う。						成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 償還率 算定式・指標の説明等 収入済額÷(調定額-不納欠損額) 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等					
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績					
指標	活動指標(1)	①	件	124	72	137	101	81	56	80.2				
	活動指標(2)	②	千円	11,772	7,935	12,338	8,019	7,347	6,001	91.6				
	成果指標(1)	③	%	11.5	15	12.9	15	13.7	15	91.3				
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	11,984	15,219	12,596	9,325	7,529	6,216	22年度予算執行率% 80.7				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 国が打出した第二のセーフティネット事業の利用が増え、貸付額が減少しました。				
	(内)委託費	⑦	千円	140	159	156	143	140	143					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	1.30 0.00	1.30 0.00	1.22 0.00	1.22 0.00	1.19 0.50	1.19 0.50					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	11,765	11,543	10,832	10,882	10,615				10,615	
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	1,475				1,475	
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	23,749	26,762	23,428	20,207	19,619	18,306					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	191,524	371,694	171,007	200,069	242,210	326,893					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0				0	
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0				0	
都からの補助金等		⑮	千円	0	0	0	0	0	0					
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱	千円	23,749	26,762	23,428	20,207	19,619	18,306					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 122

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				応急小口資金貸付	81
		その他（貸付事務費）			182
	(2) 事業実績	災害、疾病等のため応急に資金を必要とする所得の低い区民に無利子で資金貸付を行いました。 (一般貸付限度額 100,000円、特別貸付限度額500,000円)			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="実現していない(今後可能性あり)((4)へ)"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="推進"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	S48年度(事業開始年度) 貸付件数:62件/貸付金額:2,395千円 ○H17年度においては集中豪雨による水害が発生し災害貸付が増大しました。(貸付件数:89件/貸付金額:12,365千円) ○H19年度実績 貸付件数:51件/貸付金額:5,244千円 ○H20年度は景気悪化の影響を受け、前年度よりも貸付件数が増加しました 貸付件数:124件/貸付金額:11,772千円○H21年度も引き続き景気悪化の影響により貸付件数が前年度よりも増加しました 貸付件数:137件/貸付金額12,338千円
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	連帯保証人を必要としない貸付制度にしてほしい、理由を問わず貸付してほしい、住所要件を問わず貸付してほしいという要望があります。
	今後の予測	23年度以降も不測の事態により生活資金等に応急に困る低所得者からの相談が見込まれ、当資金貸付制度の活用が必要となります。
	評価と課題	22年度も不景気の影響で失業による生活相談が増加し、応急に資金を必要とする区民への貸付制度として役割を果たしています。22年度の貸付件数は前年比40.9%減となりましたが、これは国が打出した第二のセーフティーネット事業が区民に周知され、当事業の代替的役割を果たしていることが理由と思われます。 21年10月に創設された住宅手当や総合支援資金貸付は、給付や融資実行に時間がかかり、制度につながらない状況があります。給付や貸付までのつなぎとして、当事業が役割を果たすべきか検討していく必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更	○ 実施方法の変更		
	①失業等の経済的困窮者の生活再建に当貸付事業が有効に活用されるように、(今後審査基準を見直し、)住宅手当緊急特別措置事業の申込者への貸付を検討していきます。しかし、その反面、償還率の低下が予想されるため、貸付決定における返済能力の審査は、慎重に行う必要があります。 ②債権管理回収について、21年度には債権管理回収業務委託費が予算化されましたが、費用対効果を考慮して実施は見送られました。電話催告、文書催告などきめ細かい債権整理を行い、回収率の向上を目指します。					

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		要援護者に対するサービスの総合調整			款	4	項	1	目	1	事業	14	整理番号	126
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所			係名	高井戸事務所 管理係		連絡先 電話番号	4312		昨年度 整理番号	122		
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援			予算事業区分							既定事業		
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	13	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業		分野	政策 番号	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理				根拠 法令 等		(1) 杉並区福祉サービス調整チーム設置要綱 (2)						
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) 要援護者に関わる保健福祉サービス関係者の支援を調整し、要援護者の安定した生活を守ります。				活動指標名(式)		(1) 会議開催数 (2) 会議出席者延べ人数						
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○関係機関の調整を要する対象者への保健福祉サービスの提供について、福祉事務所長を座長として関係者の会議を開催する。 ○会議において対象者への具体的な支援について検討し、関係機関の役割分担を明確にする。 ○関係者間で情報を共有するとともに、支援の方向を確認し、適切で効果的なサービスを提供する。				成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 適切なサービスが決定された要支援者数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) (代)1件あたりの検討にかかわったチーム員の数 算定式・指標の説明等						
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績					
指標	活動指標(1)	①	回	13	24	9	24	3	24	12.5				
	活動指標(2)	②	人	136	240	86	240	22	240	9.2				
	成果指標(1)	③	人	13	24	9	24	3	24	12.5				
	成果指標(2)	④	人	10	10	10	10	7	10	70.0				
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	85	367	101	171	31	171	22年度予算執行率%		18.1		
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 関係機関同士の自主的な連携が進み、実績が低下しています。				
	(内)委託費	⑦	千円	12	6	6	6	6	6					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.64 0.00	0.60 0.00	0.64 0.00	0.64 0.00	0.54 0.00	0.54 0.00					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	5,792	5,327	5,683	5,709	4,817					4,817
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0					0
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	5,877	5,694	5,784	5,880	4,848	4,988					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	452,077	237,250	642,667	245,000	1,616,000	207,833					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0					0
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0					0
都からの補助金等		⑮	千円	0	0	0	0	0	0					
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯		⑰	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源⑪-⑰		⑱	千円	5,877	5,694	5,784	5,880	4,848	4,988					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 126

22年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
			単	位	
(1)主な取組み	調整会議開催数	3	回		0
	その他(事務費)				31
(2)事業実績	地域や施設で問題を起こし、介護保険サービス担当者会議では問題解決が困難な要介護高齢者への対応、定時制高校で不登校となり異性間交渉のトラブルを抱える世帯への対応等、要援護者に関わる関係者が協力して総合的な支援を行いました。				

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)
	(3)協働等の形態 協働[事業協力]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	認知症高齢者への対応から始まったサービス調整チームですが、児童の虐待・家庭内暴力・精神障害等複数の問題を抱え、既存の支援システムでは対応困難な事例が増加しています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	福祉サービス関係者が一堂に会し、個別要援護者の情報を共有し、それぞれのかかわり方を確認すると、多くの出席者から「困難ケースに前向きに取り組む勇気がもてた」などの感想が寄せられています。民生委員からは「こんなに多くの関係者が真剣に考えてくださっているのですね。今後も機会があったらぜひ協力させてください。」と励まされています。
	今後の予測	福祉サービス関係者が個別に対応していたのでは解決の糸口がつかめない事例は、年々増加しています。関係者が一堂に会して、それぞれの立場から総合的な対応を担うサービス調整チームの役割はさらに重要になると見込まれます。
評価と課題		個別のセクションでは捉えきれない根深い問題の掘り下げ、また、ひとつのセクションでは担いきれない過重な負担を、関係機関が情報を共有し、支援内容を確認し役割分担をすることによって、当該要援護者の安定した生活を守ってきた成果は大きい。今後も引き続き、複雑・困難な問題を抱える要援護者に適切な支援を行っていくために、関係機関の協力を得てサービス調整チームの更なる活用が望まれます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ● 実施方法の変更
サービス調整チームは民生委員からも高い評価を受けていますが、この間、関係機関の自主的な連携が進み、平成22年度は会議の開催回数が前年度に比べ激減しました。今後はサービス調整チームの担っている重要な役割を各関係者・各関係機関に再認識してもらうため積極的な働きかけを行い各所に担当者を設置し、定期的な情報交換、より効率的な実施に向けた検討を行っていきます。			

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		中国残留邦人等への支援		款	4	項	1	目	1	事業	23	整理番号	135	
担当部課名		保健福祉部管理課		係名	保健福祉支援係		連絡先電話番号	1347		昨年度整理番号	131			
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分							既定事業			
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	20	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野		政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等		(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	(2) 杉並区中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則				
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)							活動指標名(式)					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順)							成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					
		○永住帰国した中国残留邦人等の方々の自立を支援し、世帯収入が一定の基準以下の方々に支援給付金を支給します。○中国語の出来る支援・相談員による生活支援相談を行います。○日本語教育など地域での自立を目指すプログラムへの参加を支援します。				(1) 被支援給付受給世帯数		(2) 被支援給付受給人員						
		○永住帰国した中国残留邦人等に対して、収入が一定の基準以下の場合、支援給付金を支給する。○本人及びその配偶者世帯に対して地域の一員としての暮らしを送れるよう援助する。○医療機関や公的機関へ手続き等に必要な場合、通訳を派遣する。○地域生活支援プログラムの実施により、日本語学習受講に要する交通費等を支給する。				成果指標名(1)		算定式・指標の説明等						
						成果指標名(2)		算定式・指標の説明等						
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績					
指標	活動指標(1)	① 世帯	18	22	19	19	18	18	18	94.7				
	活動指標(2)	② 人員	28	29	30	30	27	27	90.0					
	成果指標(1)	③												
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤ 千円	42,675	57,428	44,857	68,088	53,685	65,851	22年度予算執行率%		78.8			
	(内)投資的経費等	⑥ 千円	0	0	0	0	0	0	特記事項					
	(内)委託費	⑦ 千円	44	858	589	2,368	2,149	793						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧ 人	1.00 2.00	1.00 2.00	0.93 1.00	1.00 1.00	0.80 1.70	0.88 1.00	【整理番号について】平成20年度事務事業名「生活支援金等の支給」は、平成21年度から「中国残留邦人等への支援(22年度事務事業評価表の整理番号131)」と「在日外国人無年金者等特別給付金の支給(22年度事務事業評価表の整理番号132)」の2つの事業に分かれました。平成21年度事務事業評価表の整理番号は129です。 【予算執行率について】中国残留邦人等支援給付世帯が予算上23世帯に対し、実績が18世帯であったことにより予算執行残が生じました。 【組織改正について】平成23年度からは、支援給付事務は福祉事務所になりました					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨ 千円	9,050	8,879	8,257	8,920	7,136						7,850
		(内)非常勤職員分	⑩ 千円	5,600	5,586	2,793	2,950	5,015						2,950
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪ 千円	57,325	71,893	55,907	79,958	65,836	76,651						
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫ 円	3,184,722	3,267,864	2,942,474	4,208,316	3,657,556	4,258,389						
	財源	受益者負担分	⑬ 千円	0	0	0	0	0						0
		国からの補助金等	⑭ 千円	36,864	52,285	37,624	56,210	42,649						49,827
		都からの補助金等	⑮ 千円	0	0	0	0	0						0
		その他の補助金等	⑯ 千円	0	0	0	0	0						0
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰ 千円	36,864	52,285	37,624	56,210	42,649	49,827						
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱ 千円	20,461	19,608	18,283	23,748	23,187	26,824						
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲ %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 135

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				中国残留邦人等に支援給付金の支給	18
		中国残留邦人等に対して通訳を派遣するなど自立支援	29	人	188
		地域生活支援プログラムを活用して日本語学習等講座等の受講	13	人	236
		中国残留邦人等に対する支援相談	18	世帯	1,725
		その他 ()			0
	(2) 事業実績	中国残留邦人等の18世帯の方々に支援給付金を支給しました。中国語が話せる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等の方々とコミュニケーションがスムーズに行えるよう配慮し、自立のための支援相談も中国語で行いました。地域生活支援プログラムの実施により日本語習得への援助を行いました。また、23年度稼働のレセプトの電子化に向け、適正な医療支援給付を行えるようシステムを整備しました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="一部実現している"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text" value="社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text" value="協働[事業協力]"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="推進"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	事業開始時は 受給世帯16世帯、人数25人でしたが、23年4月1日現在、受給世帯数18世帯、人数27人になりました。平均年齢は、開始時69歳、現在71歳です。死亡・転出で3世帯廃止。新規開始は、5世帯9名です。地域生活支援プログラムは、平成21年度から要綱を定め実施しており、現在13名の方が利用しています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	当事者以外の方からの意見は特に寄せられていません。残留邦人とその家族からは、生活保護法とは違った制度が出来てよかった、今後も制度を充実させてほしいという感謝と期待の声があがっています。中国語は話せるが読み書きが出来ない方など言葉の壁は厚く、日常的に通訳がほしいという声があります。呼び寄せ等の家族・姻族への生活保護の要望に対しては、福祉事務所と連携して制度の趣旨を説明しています。
	今後の予測	今後、杉並区の世帯数の急激な増減の見込みはありません。高齢化が進み、夫婦世帯から単身世帯へ代わるケースが増え、金銭による支援給付だけにとどまらないきめ細かい日常生活支援などが求められると想定されます。
	評価と課題	平成21年度に厚生労働省が本人たちに行った「中国残留邦人等実態調査」の結果報告書によりますと、「新たな支援策」に「満足」、「やや満足」が74.9パーセントと高い満足度になっています。この傾向は杉並区でも同様と考えられ、これまでの取り組みが評価されているものと考えられます。支援給付費の支給決定や医療券、介護券発行事務については、「中国残留邦人支援給付システム」により、迅速で適正な事務をしております。23年度稼働の医療レセプト管理システムを十分活用し、医療費の適正化に努めていきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更
	<p>今後、世帯数、人員が増加する見込みはありません。受給者の方々の高齢化が進み、介護の問題が重要な課題となると思われます。関係機関と十分に連携してまいります。また、受給者の方々の情報交換の機会として、年一回、交流会を開催しておりますが、「開催回数を増やしてほしい。」との受給者の方から要望があり、今年度から3か月に1回程度開催していく予定です。</p>		

特記事項	平成23年度から杉並福祉事務所(荻窪事務所)へ所管変更。
------	------------------------------

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 136

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		特別永住者等特別給付金の支給	9	名	900,000
		重度心身障害者特別給付金の支給	2	名	720,000
		その他 ()	☆合計値が事業費を上回っています!!		
(2) 事業実績	特別永住者等特別給付金を9名の対象者に、重度心身障害者特別給付金を2名の対象者に支給しました。				

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか	(2) 協働等の相手	
	<input type="text" value="実現していない(実現は困難)((4)へ"/>	<input type="text" value=""/>	
	(3) 協働等の形態	(4) 協働等の今後のあり方	
	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="行政直轄"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	特別永住者等特別給付金及び重度心身障害者特別給付金について、平成20年4月1日に支給を開始し継続して支給を実施しています。平成21年度は特別永住者等特別給付金を10名の対象者に、重度心身障害者特別給付金を2名の対象者に支給し、事業開始から現在まで対象者の大幅な増減はありません。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	継続して実施することが求められています。
	今後の予測	対象者の大幅な増減の見込みは、ありません。
評価と課題		特別永住者等特別給付金及び重度心身障害者特別給付金の支給を適正に実施しています。今後も継続して実施していきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	対象者の高齢化が進むことにより、要件審査のための現況届等の提出が対象者にとって負担となることが予測されますが、今後も適正に要件審査が行えるよう配慮します。文書だけでなく電話等でのより丁寧な説明を心がけます。		

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 137

22年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
			単	位	
(1)主な取組み	就職チャレンジ支援及び生活サポート・チャレンジ支援貸付相談受付	1,622	件		
	その他 (相談事務費、相談員旅費ほか)				383
(2)事業実績	平成20年8月より都の委託事業として、低所得者向けの緊急対策3ヵ年事業の位置づけで開始された事業ですが、就職チャレンジ訓練申込者数は21年度に461名を数え(20年度比4.4倍の伸び)、また生活サポート特別貸付・チャレンジ支援貸付利用者は22年度は293名に達し(21年度比2.2倍の伸び)、順調に利用者を伸ばしてきました。				

協働等点検	(1)協働等を実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)
	(3)協働等の形態 協働[事業協力]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	東京都の委託事業として、平成20年8月より本事業を開始しましたが、平成20年度後半より、著しい経済不況に見舞われ、生活困窮者層が急増してきました。平成21年度、22年度の相談件数は共に1,000件を越えており、この影響が出ているものと思われま。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	本事業に対するご意見等は特に出されていません。相談窓口・電話での受付件数から見て、期待されている事業であると考えます。
	今後の予測	就職チャレンジ支援、生活サポート資金貸付が平成22年度末で廃止となり、受験生チャレンジ支援貸付のみとなったため、全体の件数は大幅に減少すると考えられますが、受験生チャレンジ支援貸付自体の件数は横ばいか、逡増していくと考えられます。
評価と課題	国の新たな雇用対策事業が実施されるまでの間のつなぎ事業として行われてきており、その役割は十分果たされてきたと考えております。従来、東京都の委託事業であった就職チャレンジ支援、生活サポート特別貸付が平成22年度末で廃止となり、平成23年度からは補助金事業としての受験生チャレンジ支援貸付のみとなりますが、この事業は依然として大きな需要を保っています。低所得者で進学を希望する者がいる世帯においては、非常に期待されている事業であり、今後とも、きめ細かい受付・相談体制を維持していく必要があります。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ○ 現状維持 ● 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ● 実施方法の変更
東京都の委託事業であった就職チャレンジ支援、生活サポート特別貸付の2事業は、国の雇用対策事業が23年度より開始されたことに伴い、平成22年度末で廃止されることとなりました。平成23年度からは、受験生チャレンジ支援貸付のみとなりますが、この受験生チャレンジ支援貸付は、該当する世帯にとっては非常に期待されている貸付事業です。今後も親切丁寧な受付・相談を行っていきますが、事業の性格が補助金事業となりますので、23年度は貸付そのものを担当している東京都社会福祉協議会との間で協定を締結した上(東京都生活福祉部生活支援課の指導による)で、より緊密に連携していきます。			

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 142

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
				住宅手当	
		住宅確保・就労支援委託			13,339
		その他 (事務費)			344
	(2) 事業実績	不況による失職等住宅喪失者等の増加により、平成22年度相談件数は3,000件(21年度比、約3倍)を超えており、申請件数も251件(21年度比、約2倍)となっています。平成22年度の相談件数には手当支給期間3ヶ月延長者も含まれており、手当支給総額は膨れあがる傾向にあります。就労達成実績としては22年度は77件(延長者含む)となっており、22年度に手当申請を受理された者(受給者)の約34%程度の就職達成率となっています。今後さらに受給者の就労支援に力を入れていく必要があります。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成21年10月より政府の緊急雇用対策の一環として緊急に提言され、東京都を通じ各自治体で実施するよう依頼がありました。これを受けて、特別区福祉事務所長会での決定により、各福祉事務所または関係課にて実施することとなりました。平成20年秋口からの雇用情勢の悪化状態が現在も続いており、今だ好転の兆しが見られず、相談・申請・受理(支給)件数は増加しています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	住宅手当事業に関しての要望・苦情などの声は特に聞き及んでおりませんが、問い合わせ件数の予想以上の伸びなどから、その期待度は高いと思われます。
	今後の予測	現在の雇用情勢全般から、住宅手当への相談・申請、受理(支給)件数は、通増傾向にあるものと考えております。
評価と課題		住宅確保・就労支援について、民間事業者の専門的な知識と豊富な経験を活用することにより、迅速かつ効率的な業務処理が行われており、低所得者対策として生活困窮状態の下支えと就労自立に向けた支援が着実に行われてきました。しかし21~22年の2ヵ年間(実質1年6カ月)実施されてきましたが、この手当支給制度による大幅な就労達成者数の増は実現しておらず、22年度受給者全体の約3割程度の水準となっております。23年度以降は手当受給者の一層の就労支援の強化を目指していきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
平成23年度から、手当受給者の一層の就労支援の強化を目指していくため、委託事業者の住宅確保・就労支援員について、現在の各所1名ずつの3名体制から各所2名ずつの6名体制に増員しております。増員分の支援員には手当受給者に対する個別の就労支援を入念に行わせ、就労達成者の増を図ります。また、雇用施策を専門に所管しているハローワークとの連携を一層図り、ハローワーク相談員のノウハウを十分活用した支援も組み込んでいきます。			

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		母子・女性・家庭相談		款	4	項	1	目	4	事業	1	整理番号	228
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	高円寺事務所 相談係		連絡先 電話番号	4302		事業	1	昨年度 整理番号	225
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分								既定事業	
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策 番号	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠 法令 等	(1) 母子及び寡婦福祉法第8条、9条 (2) 母子及び寡婦福祉法による母子相談員の設置要綱					
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) 母子及び寡婦の生活安定を図り、子どもの養育等の環境を整備します。女性が売春を行うことなく自立更生します。夫等からの暴力から女性及び母子を保護することで心身の安全を確保し、自立した生活を実現します。相談により相談者の葛藤が解決し、円満な家庭を営めるようにします。						活動指標名(式) (1) 母子・女性相談件数 (2) 家庭相談件数					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○母子及び寡婦の生活全般、子どもの養育等の相談に応じて入所施設や貸付及び教育訓練給付金制度等の支援施策を紹介する。 ○売春を行う恐れのある女性等の相談に応じ、更生を援助する。 ○男性の暴力から逃げ、一時的に保護が必要な女性及び母子を緊急保護する。 ○家庭内の人間関係などに関して専門相談員が週3回実施する。						成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 新規母子生活支援施設入所世帯数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 母子・女性緊急一時保護件数 算定式・指標の説明等					
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績				
指標	活動指標(1)	①	件	2,075	3,400	1,288	1,800	1,366	1,800	0.0			
	活動指標(2)	②	件	301	320	265	270	331	300	0.0			
	成果指標(1)	③	世帯	38	30	17	20	9	15	0.0			
	成果指標(2)	④	件	41	70	20	20	58	60	0.0			
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	5,683	5,906	5,625	5,906	5,530	5,914	22年度予算執行率% 93.6			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 平成22年度の入所世帯数減は、区内の母子生活支援施設2か所のうち、1か所の改築工事が開始され、新規の入所世帯が少なくなったことによります。			
	(内)委託費	⑦	千円	126	155	155	144	134	164				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	1.97 0.00	1.97 0.00	1.83 0.00	1.90 0.00	1.73 0.30	1.51 0.90				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	17,829	17,492	16,249	16,948	15,432			13,469	
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	885			2,655	
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	23,512	23,398	21,874	22,854	21,847	22,038				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	11,331	6,882	16,983	12,697	15,993	12,243				
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0			0	
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0			0	
都からの補助金等		⑮	千円	0	0	0	0	0	0				
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0				
差引:一般財源(⑪-⑰)	⑱	千円	23,512	23,398	21,874	22,854	21,847	22,038					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 228

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		家庭相談員報酬等	3	人	5,258
		女性及び母子緊急一時保護費			60
		相談事務費			84
		その他 (役務費 ほか)			128
	(2) 事業実績	子育て支援課との連携体制により、母子及び寡婦の生活全般に対して、円滑な母子自立支援プログラム策定事業を実施することができました。また、男性の暴力から逃げ、一時的に保護が必要な女性及び母子の緊急保護を実施しました。平成22年度に区内の母子生活支援施設2か所のうち、1か所の改築工事が開始され、新規の入所世帯が少なくなっていますが、他方の母子生活支援施設を有効活用し、相談に対応しています。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%未満に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 推進	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	離婚・未婚母子家庭が増加し、かつ複合的問題を抱えている世帯が多いため、困難かつ緊急度の高い対応を迫られています。16年度は母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を開始し、17年度には、母子家庭自立支援プログラム策定事業、18年度には、ひとり親自立支援事業を実施しました。19年度は、子ども家庭支援センターにそれらの事業を移行し、連携を進め、相談窓口の拡大をしました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	母子・女性相談は、いろいろな問題に対応するための一目でわかるメニューがほしい。また、家庭相談では、無料で気軽に相談できるので、大変ありがたい。時間をかけて聞いていただけるので、気持ちの整理ができた。等の声があります。
	今後の予測	母子・女性・家庭を取り巻く状況に大きな変化はみられないことから、相談件数は横ばいで推移するものと考えます。
	評価と課題	DV、アルコール問題、精神疾患など複合的な問題を抱える世帯が増加する中で、経済状況も悪化し、相談内容は益々多様化、深刻化しています。そうした状況のもとで、相談を受ける側が相談者の悩み・葛藤をきちんと受け止めることで、母子家庭や寡婦の生活安定、生活自立に大いに寄与していると評価しています。今後も、相談内容はさらに多様化、深刻化すると予想されるため、子ども家庭支援センター、男女平等センター等の関係機関との連携をより一層強化し対応していきます。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更
	子ども家庭支援センターや男女平等センターなど、関係機関との連携を進めるとともに、相談しやすい窓口づくりに努め、複雑・多様化する母子・寡婦・女性をめぐる困難な問題に的確に対応していきます。		

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 229

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
				母子自立支援プログラム策定	66
		教育訓練給付金支給	4	件	316
		高等技能訓練促進費支給	140	月	15,689
		その他 ()			0
	(2) 事業実績	母子家庭の母親の就労を支援するため、母子自立支援プログラム策定員が、個々の状況、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定するとともに、教育訓練給付金や高等技能訓練促進費を支給しました。 高等技能訓練促進費については、支給額が引き上げられた事や、給付対象期間が拡大されたことにより、支給件数が増えました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 協働[その他]	(4) 協働等の今後のあり方 推進	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	母子寡婦福祉法の改正に伴い、ひとり親家庭の自立支援に主眼が置かれるようになり、とりわけ母子家庭のための就労自立支援を行なうことが課題となっています。また、平成20年度からは、児童扶養手当受給制度について、一部支給停止措置をするための就労活動等なんらかの証明書の提出を義務づけるようになりました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	就労支援及び資格取得等の支援を受け、収入アップや安定雇用を望む声があります。
	今後の予測	国の給付対象資格が拡大された事により、区の対象資格も見直すと、益々の給付申請者が増えると思われる。
	評価と課題	教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の活用が、母子家庭の母親の就労に結びついているとは言いがたい就労率になっています。 特に高等技能訓練促進費の給付を受け資格を取得しても就業せず、取得した資格のさらに上を目指して修業を続けるケースが出てきています。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更
		<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度、親の経済的支援のある母子家庭の母親が高等技能訓練促進費を受給しており、さらに上級の資格取得のため修業を継続していると思われます。 ・資格取得後正規雇用を目指すものの、まだ子どもが小さいと就職をためらう場合もあると思われます。 ・長時間や変則勤務の看護職場は、ひとり親の仕事として適しているかという疑問もあります。 ・低家賃住宅や、家賃補助、保育支援等広く大勢が恩恵を受ける施策への転換が望ましいと思われます。 	

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	女性福祉資金貸付			款	4	項	1	目	4	事業	3	整理番号	230
担当部課名	保健福祉部杉並福祉事務所			係名	管理係			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	227	
上位施策No・施策名	36 生活の安定と自立への支援			予算事業区分				既定事業					
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	50	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input checked="" type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない杉並区在住の女性で、都内に6ヶ月以上居住し(1)親・20才以上の子・兄弟姉妹を扶養している人。(2)25才以上で被扶養者はいないが、年間所得358万円以下の人。					根拠法令等	(1) 杉並区女性福祉資金貸付条例 (2) 杉並区女性福祉資金貸付条例施行規則					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○経済的自立と生活意欲を助長し、社会的に安定した生活を送れるようにします。					活動指標名(式)	(1) 貸付件数 (2) 貸付金額					
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○借受資格を審査のうえ、目的に応じて学修資金など11種類の資金の貸付けを行う。 ○貸付終了後、据置期間を経て、償還に関する債権管理を行う。					成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 返還金償還率 算定式・指標の説明等 返還金÷返済予定額 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等					
区分	単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
		実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績					
指標	活動指標(1)	①	件	24	22	24	18	34	24	188.9			
	活動指標(2)	②	千円	14,734	18,697	13,179	18,054	17,630	15,298	97.7			
	成果指標(1)	③	%	21.1	20	24.6	25	27.0	24	108.0			
	成果指標(2)	④											
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	14,834	20,138	13,670	19,391	18,220	16,635	22年度予算執行率%	97.7		
	(内) 投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 保証人がいなくても貸付できるようになったため、貸付件数や貸付金額が増加しました。			
	(内) 委託費	⑦	千円	63	1,374	423	1,270	556	1,270				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.87 0.00	0.87 0.00	0.89 0.00	0.89 0.00	0.87 0.00	0.60 0.20				
	人件費	(内) 常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	7,874	7,725	7,902	7,939	7,760				5,352
		(内) 非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0				590
	総事業費(⑤+⑨+⑩)	⑪	千円	22,708	27,863	21,572	27,330	25,980	22,577				
	単位あたりコスト((⑪-⑥)÷①)	⑫	円	946,167	1,266,500	898,833	1,518,333	764,118	940,708				
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0				0
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0				0
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0				0
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0				
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	22,708	27,863	21,572	27,330	25,980	22,577				
受益者負担比率⑬÷⑪		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 230

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		女性福祉資金貸付	34	件	17,630
		債権管理回収業務の事業委託	13	件	487
		その他（貸付事務費）			
(2) 事業実績	配偶者のいないか、いてもその扶養を受けられない、杉並区内に在住している女性の経済的自立を図るため、各種資金の貸付を行いました。				

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか	(2) 協働等の相手	
	一部実現している	企業・個人事業者((3)へ)	
	(3) 協働等の形態	(4) 協働等の今後のあり方	
	協働[委託]	実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和50年度 貸付件数38件 貸付金額17,392千円 償還金額15,375千円 平成21年度 貸付件数24件 貸付金額13,180千円 償還金額16,476千円 平成22年度 貸付件数34件 貸付金額17,630千円 償還金額16,842千円 過去5年の貸付金額は横ばいであったが、22年度は貸付金額、償還金額ともに上昇している。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	債権回収委託に伴う個人情報の取り扱いについて、不安の声が寄せられたことがありましたが、丁寧に説明し理解を得ております。
	今後の予測	不景気や大震災等の影響で生活資金や資格取得のための修業資金の貸付の需要が見込まれます。
評価と課題		①対象となる女性の経済的自立と生活意欲の向上を図り、女性福祉の増進に寄与することができました。 ②平成22年1月から一部債権について、債権管理回収業務委託を実施し、22年度は委託件数13件中11件が償還を開始し、3件が完済するなど委託の成果が上がっています。 ③本貸付制度と類似している制度として、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度があり、代替が可能として23区中8区において制度を廃止していることから、今後、整理の必要性があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	○ 現状維持	● 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	● 事業内容の変更		○ 実施方法の変更	
	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度などと重複する部分が多く、借受人の収入基準も比較的高く設定されているなどの課題があることから、これまでの実績や社会経済情勢を踏まえ、縮小の方向で事業内容の見直しをしていきます。また、償還については、電話催告、文書催告などのきめ細かい滞納整理を行い、債権回収率の向上を目指します。現在、実施している債権管理回収業務委託については、その効果が上がっていることから、委託内容を見直しながら継続していきます。					

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		母子福祉資金貸付		款	4	項	1	目	4	事業	4	整理番号	231	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	高円寺事務所 管理係		連絡先 電話番号	4302		昨年度 整理番号	228			
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分				既定事業						
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策 番号	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠 法令 等	(1) 母子及び寡婦福祉法第13条 (2) 東京都母子福祉資金貸付条例						
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) 母子家庭の母とその扶養する子が経済的に自立し、生活意欲の向上が図られている状態にします。						活動指標名(式)	(1) 相談者数 (2)					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○杉並区民で都内に6ヶ月以上お住まいの母子家庭の母及び子に対して、経済的に自立し、安定した生活を送るために必要な資金貸付を行う。 ○原則、連帯保証人を立て無利子となるが、連帯保証人を立てられない場合は、有利子で貸付する。						成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 貸付件数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等					
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績					
指標	活動指標(1)	①	人	258	260	291	300	291	300	97.0				
	活動指標(2)	②												
	成果指標(1)	③	件	224	160	286	160	326	150	203.8				
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	277	283	281	351	312	351	22年度予算執行率% 88.9				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 活動指標(1)相談者数は各年度の延相談者数です。 活動指標(2)貸付件数は各年度の継続貸付と新規貸付の合計数です。				
	(内)委託費	⑦	千円	159	165	163	167	167	166					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	3.16 0.00	3.16 0.00	3.69 0.00	3.20 0.00	3.24 0.00	2.50 0.90					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	28,598	28,058	32,764	28,544	28,901					22,300
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0					2,655
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	28,875	28,341	33,045	28,895	29,213	25,306					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	111,919	109,004	113,557	96,317	100,388	84,353					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0					0
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0					0
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0					0
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0					0
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯		⑰	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源⑰-⑬		⑱	千円	28,875	28,341	33,045	28,895	29,213	25,306					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 231

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単 位	事業費(千円)
		貸付事務費			
		その他 ()			0
	(2) 事業実績	経済不況、高学歴志向に合わせ、貸付件数、貸付額は新規だけでなく継続貸付を含めると、21年度、168,414,494円だったものが22年度には、186,447,884円と大幅に増加しています。それに伴い、償還事務の件数も増加しています。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="実現していない(実現は困難)((4)へ)"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="実施継続"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	修学資金、就学支度金などの教育に関する貸付が大部分を占めていますが、最近では、母子家庭の増加により生活安定のための生活資金貸付も増えています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	事業資金の貸付決定をもっと迅速にしてほしい。といった要望があります。
	今後の予測	日本経済の景気回復が見込めない状況や、母子家庭の増加により、益々母子福祉資金の申請者は増加すると予想されます。
	評価と課題	無利子または低利で貸付が受けられることや、貸付にあたっては、母子自立支援相談員が生活面や将来の自立に向け総合的な相談を行っていることで、母子家庭の母とその扶養する子の経済的自立のために一定の役割を果たしています。 連帯保証人に関する要件の緩和により、連帯保証人を立てず有利子で借りる人が増えていることから、今後の債権回収に困難が予想されます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
	貸付件数、滞納件数とも今後も増加が予測されるため、償還台帳の整備を引き続き行い、着実に効率的な償還事務を進めていきます。また、貸付事務にあたり、貸付の必要度及び効果をしっかりと見極めながら進めていきます。		

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		杉並福祉事務所の維持管理		款	4	項	1	目	6	事業	10	整理番号	243
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	高井戸事務所 管理係		連絡先 電話番号	4312		昨年度 整理番号	241		
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分							既定事業		
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策 番号	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 内部管理	来所する区民及び職員	根拠 法令 等	(1) 社会福祉法第14・15・16・17条 (2) 杉並区の福祉に関する事務所設置条例				
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) 適切な管理により、快適な庁舎環境を整え、区民の利用に供するとともに、職員の事務効率を上げます。						活動指標名(式)	(1) 施設延べ面積(3所合計) (2) 敷地面積(3所合計)				
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○利用者が安全・快適に施設が利用できるように清掃、設備の保守点検等を行う。						成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標				
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度	計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画					
指標	活動指標(1)	①	m ²	5,582	5,582	5,582	5,582	5,582	5,582	100.0			
	活動指標(2)	②	m ²	2,953	2,953	2,953	2,953	2,953	2,953	100.0			
	成果指標(1)	③											
	成果指標(2)	④											
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	63,729	54,130	50,851	60,936	57,072	57,554	22年度予算執行率% 93.7			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 あんさんぶる荻窪の施設維持管理が環境都市推進課から荻窪事務所に移管されたことや高円寺事務所の相談室増設工事により事業費が増加しました。			
	(内)委託費	⑦	千円	49,249	39,635	37,921	42,520	42,036	41,354				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	5.48 0.00	5.50 0.00	5.19 0.00	5.50 0.00	4.57 0.20	5.10 0.50				
	人件費	⑨	千円	49,594	48,835	46,082	49,060	40,764	45,492				
	(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	590	1,475				
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	113,323	102,965	96,933	109,996	98,426	104,521				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	20,303	18,447	17,366	19,707	17,634	18,726				
	財源	⑬	千円	0	0	0	0	0	0				
	受益者負担分	⑭	千円	0	0	0	0	0	0				
国からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0	0					
都からの補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
その他の補助金等	⑰	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑱	千円	0	0	0	0	0	0					
差引:一般財源(⑪-⑱)	⑲	千円	113,323	102,965	96,933	109,996	98,426	104,521					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑳	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 243

22年度の事業実施状況	内容	規模	単位		事業費(千円)
			単	位	
(1)主な取組み	施設保守管理委託	3	所		34,800
	光熱水費	3	所		8,855
	維持管理経費	3	所		6,033
	運営事務費				2,705
	その他(福祉施設等訪問調査費ほか)				4,679
(2)事業実績	機械警備、昇降機保守、清掃、樹木管理等、福祉事務所の維持管理に関する業務を専門の事業者に業務委託し、適正に実施しました。				

協働等点検	(1)協働等は実現しているか 十分に実現している	(2)協働等の相手 企業・個人事業者((3)へ)
	(3)協働等の形態 委託[業務量の50%以上に相当]	(4)協働等の今後のあり方 実施継続

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	昭和40年4月 都より移管 西(天沼)東(区役所内)の両福祉事務所として発足/昭和41年9月 東福祉:和田(旧庁舎)に新築移転/昭和57年4月 南福祉:開設/平成14年2月 東福祉:高円寺南(現庁舎)新築移転 16年4月 西福祉:荻窪新築移転/平成19年4月 組織を杉並福祉事務所(西:荻窪)に改組、東:高円寺事務所、南:高井戸事務所は担当課長/平成20年12月 高井戸事務所:現庁舎改修移転
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	3か所の事務所の配置を適正化し区民の利便性を向上させるため、高井戸駅周辺の区有施設を改修し高井戸事務所を移転しました。
	今後の予測	
評価と課題		機械警備、昇降機保守、清掃、樹木管理等福祉事務所の維持管理に関する業務を専門の事業者に業務委託し、適正に実施しました。また、年度末の3月11日に発災した東日本大震災により、照明を間引くなど大幅な電気使用量の削減に取り組んでおり、引き続き適切に維持管理を行うことで、施設の安全性を保持するとともに、光熱水費の削減に努めていきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更
節電が叫ばれている中で、電気使用量の15%削減目標を達成できるよう、光熱水費の削減に事務所全体で取り組んでいきます。また、中期的には、電子区役所の機能を活用して紙使用量の削減に努めていきます。			

特記事項	東日本大震災による今後の余震などが庁舎建物等に対して、どのような影響を及ぼすのか、十分注視していくことが必要です。
------	---

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		民営母子生活支援施設に対する保護委託			款	4	項	2	目	1	事業	30	整理番号	290	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所			係名	高円寺事務所 相談係		連絡先 電話番号	4302		昨年度 整理番号	284			
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援			予算事業区分							既定事業			
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業		分野		政策 番号	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業 <input type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理				配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情の女性で生活上の問題を抱えているため18歳未満の児童を十分養育できない母親と児童		根拠 法令 等		(1) 児童福祉法第23条、51条、53条、55条、56条 (2) 杉並区児童福祉法施行細則第9条、10条、11条					
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)				母親と児童の生活の場を確保し、安定した生活を保障することにより、退所しても自立した生活が出来るようにします。		活動指標名(式)		(1) 入所世帯数(年度当初実数+年度途中入所実数) (2) 入所人数(年度当初実数+年度途中入所実数)					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順)				○生活上の問題があり、児童が十分に養育できない母親と児童を、母子生活支援施設に入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。また退所した後についても相談その他の援助を実施する。 ○入所した母子生活支援施設には保護委託の費用を支払する。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 退所(自立)世帯数 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 退所(自立)人数 算定式・指標の説明等					
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %				
			実績		計画		実績		計画(目標値)		実績				
指標	活動指標(1)	①	世帯	47	40	33	39	33	39	84.6					
	活動指標(2)	②	人	113	100	83	100	79	100	79.0					
	成果指標(1)	③	世帯	11	20	23	20	12	20	60.0					
	成果指標(2)	④	人	26	45	53	45	28	45	62.2					
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	118,157	123,593	121,205	127,246	119,415	126,405	22年度予算執行率%		93.8			
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項					
	(内)委託費	⑦	千円	0	0	0	0	0	0						
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	1.32 0.00	1.32 0.00	1.65 0.00	1.32 0.00	1.46 0.00	1.45 0.00						
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	11,946	11,720	14,650	11,774	13,023	12,934					
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0					
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	130,103	135,313	135,855	139,020	132,438	139,339						
	単位あたりコスト((⑪)-⑥)÷①	⑫	円	2,768,149	3,382,825	4,116,818	3,564,615	4,013,273	3,572,795						
	財源	受益者負担分	⑬	千円	125	322	443	337	450	254					
		国からの補助金等	⑭	千円	44,946	56,675	46,089	48,890	45,843	48,506					
		都からの補助金等	⑮	千円	22,473	28,337	23,044	24,445	22,921	24,253					
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0	0					
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯		⑰	千円	67,544	85,334	69,576	73,672	69,214	73,013						
差引:一般財源⑰-⑬		⑱	千円	62,559	49,979	66,279	65,348	63,224	66,326						
受益者負担比率⑬÷⑪		%	0.1	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2							

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 290

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		国基準保護費(扶助費)	854	人	91,802
	区加算保護費(扶助費)	343	世帯	24,946	
	区単独加算保護費(扶助費)	343	世帯	2,667	
	その他 ()			0	
	(2) 事業実績	入所後約2年間で安定した育児環境の維持と自立した生活の実現を目標に計画を立て、行政と施設との連携を図りながら個々の状況に応じた支援プログラム策定により自立を促進しています。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	母子世帯の経済的理由による入居者が増加しています。厚生労働省からこの施設での広域入所実施に関する通達が出されています。区内需要のみでなく、他自治体との連携し母子世帯への支援をおこなうことが求められます。また、母子世帯自立支援及び地域子育て支援の場として重要性も増しています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	子どもの養育環境を維持できる住居の確保は、母子家庭の収入では困難な状況です。生活の立て直しや安定した育児環境維持のために、母子生活支援施設の施設整備を含めて、さらに充実させてほしいという要望があります。
	今後の予測	今後、夫の暴力から逃げてきた母子等のために、地元から離れた場所で、生活を立て直す広域緊急避難施設の充実や精神的なダメージを負った入所世帯への対応が求められています。また、ソフト面においても入所者と施設が一体となって、より良好な子育て環境を築くことのできる施設が必要とされます。
	評価と課題	概ね2年程度の入所で生活自立の目標を達成しており、母子生活支援施設が果たす役割は大きいと評価しています。定員数40世帯は、過去の実績から見ても適切なものと考えています。しかし、平成19年以降、老朽、風呂なしなど居住環境などを理由に入所に至らないケースが増えてきました。平成22年11月から1所の改築が開始され、改築中の入所可能数の減については、他の施設の有効活用により対応していますが、DV等区外施設が有効な場合もあるので、施設整備に合わせ、他の自治体との連携が課題となっています。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更
		母子世帯のうち生活が困窮していくケースは増加しています。また、DV、いじめ、児童虐待など重大な課題が顕在化しているところから、自立への課題の解決は容易ではなくなっています。区内1か所の改築を契機として、同じく老朽化が進んだ他の施設の改築についても、施設整備、機能とも、時代のニーズに応えられるように、関係課とも連携し、運営法人と協議を進めていきます。また、入所期間の見直しをはじめ、DV対応としての広域利用など当該施設のより有効な活用についての検討を進めていきます。	

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		助産施設の入所支援		款	4	項	2	目	1	事業	31	整理番号	291
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	高円寺事務所 相談係		連絡先 電話番号	4302		昨年度 整理番号	285		
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分							既定事業		
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策 番号	施策 番号	事業 コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理		入院して分娩する費用に困窮する妊産婦とその世帯		根拠 法令 等	(1) 児童福祉法第22条 (2) 杉並区児童福祉法施行細則						
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか)		経済的に困窮する妊産婦が、施設助産を受けて安心して出産できます。		活動指標名(式)	(1) 入所決定者数 (2) 入所申込者数						
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順)		○助産施設における分娩の介助、分娩前後の処置及び看護に要する費用を支給する。		成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						
	成果指標名(1)	入所率		算定式・指標 の説明等	入所決定者数÷入所申込者数								
	成果指標名(2)			算定式・指標 の説明等									
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に 対する22年度の 達成率 %		
			実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	実績				
指標	活動指標(1)	①	人	8	17	15	17	14	20	82.4			
	活動指標(2)	②	人	8	17	15	17	14	20	82.4			
	成果指標(1)	③	%	100	100	100	100	100	100	100.0			
	成果指標(2)	④											
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	2,529	7,282	5,820	6,864	6,863	8,259	22年度予算執行率%	100.0		
	(内) 投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内) 委託費	⑦	千円	0	1	1	1	1	1				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.64	0.00	0.64	0.00	0.65	0.00	0.63	0.00	0.63	0.00
	人件費	(内) 常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	5,792	5,683	5,771	5,798	5,620	5,620			
		(内) 非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0			
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	8,321	12,965	11,591	12,662	12,483	13,879				
	単位あたりコスト (⑪-⑥)÷①	⑫	円	1,040,125	762,647	772,733	744,824	891,643	693,950				
	財源	受益者負担分	⑬	千円	70	350	70	350	233	390			
		国からの補助金等	⑭	千円	1,350	3,039	1,749	2,789	3,259	3,515			
都からの補助金等		⑮	千円	675	1,519	875	1,394	1,764	1,757				
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計 (⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	2,095	4,908	2,694	4,533	5,256	5,662				
差引: 一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	6,226	8,057	8,897	8,129	7,227	8,217				
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.8	2.7	0.6	2.8	1.9	2.8					

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 291

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
			助産施設への入所決定者数	14	人
		その他 ()	☆合計値が事業費を上回っています!!		
	(2) 事業実績	入所者数については21年度と大きな変化はありませんが、出産時の処置が複雑になっているため、経費が増加しています。低所得であっても、安全に出産できる機会を保証することができました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 社団法人・財団法人等公益団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 委託 [業務量の50%以上に相当]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	入所決定者数は、少子化の影響により減少傾向が見られましたが、平成21年度には倍増しました。平成22年度は利用者数の変化はありませんが、帝王切開等、特別な処置を要するケースが増加し、経費が増加しています。出産時に困難が伴う傾向は今後も継続するものと推定されます。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	制度を利用した一般世帯からは、経済的に安心して出産ができ、健康保険の出産祝い金は今後の子育て費用に利用できると感謝の言葉がありました。 若い夫婦からは、所得制限を緩和してほしいとの要望がありました。
	今後の予測	引続き少子化傾向が続くと思われませんが、出産時に異常を伴うケースが増加する傾向が認められません。不況が続き、若年層の収入が不安定な状況が続くと推定されますので、経費が微増となると予測されます。
	評価と課題	実績が大幅に増加しており、経済的に困窮している妊産婦を支援するという点で、大きな役割をはたしていると評価しています。低所得者に対する経済的支援という側面が強い事業であるため、子育て支援部門と連携しつつも、引き続き福祉事務所において、法律の要件に基づき着実に実施していきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ● 現状維持 ○ 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更
	生活困窮者への出産費用の支援制度は、少子化対策として重要であることから子育て関係機関との連絡調整を図って行きます。		

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		被生活保護世帯に対する法外援護						款	4	項	3	目	1	事業	1	整理番号	312
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所						係名	計画調整担当			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	308	
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援						予算事業区分						既定事業			
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業		分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業		<input type="checkbox"/> 主要事業				
	対象	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理 生活保護法による被保護世帯						根拠法令等	(1) 杉並区生活保護世帯等に対する法外援護事業要綱 (2)								
	事業の目的・目標	（対象をどのような状態にしたいのか） ○健康で文化的な生活を営み、また、精神的、経済的な自立を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。						活動指標名(式)	(1) 入浴券支給延人数 (2) 夏季健全育成費等支給項目該当児童・生徒数の合計								
	活動内容	（事務事業の内容、やり方、手順） ○居宅の被保護者のうち自家風呂がない世帯及びこれに準ずる世帯で公衆浴場を利用する者に対し、入浴料を補助するため一人あたり一年分として入浴券60枚を支給する。 ○児童・生徒に対し学童服・運動衣代、夏季健全育成費、修学旅行支度金等を支給する。						成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %						
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画									
指標	活動指標(1)	①	人	1,528	1,786	1,574	1,757	1,458	1,807	83.0							
	活動指標(2)	②	人	552	543	497	530	641	592	120.9							
	成果指標(1)	③	%	97.3	100	103.0	98	92.6	103	94.5							
	成果指標(2)	④	%	102.4	108	90.0	98	129.0	112	131.6							
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	41,230	46,513	43,112	40,547	40,161	49,730	22年度予算執行率%	99.0						
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項							
	(内)委託費	⑦	千円	25	27	27	27	9	29								
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	3.29 0.00	3.29 0.00	3.31 0.00	3.31 0.00	3.16 0.00	3.15 0.00								
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	29,775	29,212	29,389	29,525	28,187						28,098		
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0						0		
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	71,005	75,725	72,501	70,072	68,348	77,828								
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	46,469	42,399	46,062	39,882	46,878	43,070								
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0						0		
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0						0		
都からの補助金等		⑮	千円	0	0	0	0	0	0								
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0								
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	0	0	0								
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱	千円	71,005	75,725	72,501	70,072	68,348	77,828								
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 312

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		入浴券の支給	1,458	人	36,120
	夏季健全育成費等の支給	延641	人	4,041	
	その他 ()			0	
	(2) 事業実績	入浴券の支給は例年とほぼ同数の世帯数に対して行いました。民生委員を通じて配付を行うことで、地域による見守り活動の向上を図っています。また、児童・生徒に対し、学童服・運動衣代、夏季健全育成費及び修学旅行支度金を支給しましたが、中学校卒業自立援助金については、平成22年度は実績はありませんでした。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)	
	(3) 協働等の形態 協働[その他]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	杉並区の生活保護世帯数は増加傾向にありますが、自家風呂の無い世帯、小中学生のいる世帯の割合は減少しています。学童服・運動衣代、夏季健全育成費及び修学旅行支度金の支給件数については、平成22年度は前年度に比して25%~30%増加していますが、入浴券は横ばいで推移しています。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	入浴券を配付する民生委員からは、「配付の際に怖い思いをすることがある。」などの意見も、わずかですがありました。そうした世帯については福祉事務所から直接配付するようにしています。
	今後の予測	今後とも法外援護の対象世帯数は横ばいで推移していくと予測されます。
	評価と課題	小・中学生対象の支給については、生活保護世帯の経済的自立と、子どもの健やかな成長に寄与してきました。入浴券の支給については、被保護世帯の生活衛生環境の向上という目的の他、民生委員の配付による地域の見守り体制の構築、減少しつつある公衆浴場の利用促進という効果がありました。平成21年度以降、学習支援費の創設、母子加算の復活、子ども手当の創設などが行われていることも踏まえ、今後の事業のあり方について検討していく必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充 ○ 現状維持 ● 縮 小 ○ 廃 止
		II 事業の改善	● 事業内容の変更 ○ 実施方法の変更
	小・中学生を対象とする各種支給については、子ども手当など他施策の充実もあり、過去の支給実績、今後の需要見通し・必要性や国の施策の動向なども踏まえ、縮小の方向で見直しを行っていきます。		

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 313

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
				生活保護費	
		医療費等支払事務委託			9,757
		嘱託医報酬			4,365
		生活保護システム運用事務費			24,222
		その他 (生活保護運営事務費)			38,318
	(2) 事業実績	最低限度の生活の維持を目的として、22年度も生活扶助費・住宅扶助費・教育扶助費・医療扶助費など140億円を超える支出となり、被保護世帯も5945世帯に達し、被保護人員数も7000人を超えました。22年度に保護を開始した世帯数は1243世帯であり、僅かに21年度の1279世帯を下回っております。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="実現していない(実現は困難)((4)へ)"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="行政直轄"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	12年度末に6.3%だった保護率は、年々上昇を続け、高齢化と景気低迷の長期化により21年度末には12.1%となり、22年度末にはついに13.1%となりました。被保護世帯の内訳は、高齢世帯や傷病・障害世帯が全国平均より高く、母子世帯は逆に低くなっています。しかし、その他世帯である、稼働年齢層(健常者・若年層)は、22年度末で全世帯の17.4%となり、最近5年間で急増しております。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	経済的に困っている時に生活保護制度を利用してきて助かった、今後も制度の内容を充実させてほしいという声がある一方、生活保護受給世帯よりも低所得者世帯の方がむしろ苦しい生活を強いられているという、逆転現象を指摘する意見もあります。今後も一層公平な保護の適用と不正受給防止徹底の機運がより高まってくると考えます。
	今後の予測	22年度は受給世帯数が5945世帯となり、対前年度比457世帯の増(受給世帯増加率は108.3%)となりました。雇用情勢の好転の兆しがなかなか見えて来ない現状から、23年度以降の生活保護世帯数は少なくとも逡増傾向にあると考えます。全国の生活保護受給者数がいよいよ200万人を向う勢いとなっておりますが、このたびの東日本大震災・福島原発事故による避難民への十分な雇用の確保という、新たな国の緊急課題も発生しました。今後これがどのように区の保護動向に影響していくか注目していく必要があります。
	評価と課題	保護費の支給を通じて、憲法の保障する最低限度の健康で文化的な生活の実現は出来てきたと考えておりますが、一方で急増する受給世帯に地区担当員の数が追いついていかず、地区担当員1人当たりの担当世帯数が平均でほぼ100世帯に達しており、各世帯への十分な支援と世帯状況把握ができていく状況となっております。23年度は就労自立に向けた支援に一層力を入れ、保護からの脱却を促していくことが重要と考えます。また、23年度稼働の医療レセプト管理システムを十分に活用し医療費の適正化に努めていきます。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
<p>今後も逡増傾向にある生活保護受給世帯に対する十分な支援と世帯状況の把握を行っていくため、各所とも担当世帯数に応じた地区担当員の確保(増員)を行い、きめ細かい支援を行っていく必要があります。また同時に、就労支援プログラムなどを十分に活用して被保護世帯からの自立を促していくことが重要と考えます。財源面では、保護費は現行4分の3が国庫負担となっておりますが、一層の財源負担と雇用対策の充実強化を国にさらに求めていく必要があると考えます。</p>			

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		被生活保護者等自立支援		款	4	項	3	目	1	事業	3	整理番号	314	
担当部課名		保健福祉部杉並福祉事務所		係名	計画調整担当			連絡先電話番号	4306		昨年度整理番号	310		
上位施策No・施策名		36 生活の安定と自立への支援		予算事業区分								既定事業		
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	16	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input checked="" type="checkbox"/> 主要事業		
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等	(1) 杉並区生活保護受給者等自立支援プログラム実施要綱 (2) 杉並区被保護者自立促進事業実施要綱						
	事業の目的・目標	(対象をどのような状態にしたいのか) ○生活保護受給者等の経済的自立、生活自立を実現させ、健全な地域社会の形成につなげます。						活動指標名(式)	(1) 被保護世帯数 (2)					
	活動内容	(事務事業の内容、やり方、手順) ○生活保護受給者等に対し、生活保護地区担当員(ケースワーカー)・就労支援専門員・メンタルケア支援専門員、次世代育成支援員及び委託事業者が、各自立支援プログラムに基づき支援を行う。						成果指標	※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					
				成果指標名(1)	自立支援プログラム作成件数									
				算定式・指標の説明等										
				成果指標名(2)	就労支援プログラムにより保護廃止または増収となった人数									
				算定式・指標の説明等										
区分		単位	20年度		21年度		22年度		23年度		計画(目標値)に対する22年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画						
指標	活動指標(1)	①	世帯	5,012	5,012	5,488	5,488	5,945	5,945	108.3				
	活動指標(2)	②												
	成果指標(1)	③	件	760	840	788	1,000	1,084	1,200	108.4				
	成果指標(2)	④	人	137	150	139	150	104	150	69.3				
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	34,070	46,547	34,280	52,993	37,280	58,647	22年度予算執行率% 70.3				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ○都の自立促進事業の支出について、当初の予測を下回ったため。また、非常勤職員の旅費について、使用が少なかったため。 ○成果指標(2)は、長期化する有効求人倍率低迷の影響を受けています。				
	(内)委託費	⑦	千円	14,816	21,951	20,459	28,259	23,708	31,154					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	7.04 11.00	7.04 11.00	7.08 11.00	7.08 11.00	6.74 11.00	6.71 13.00					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	63,712	62,508	62,863	63,154	60,121		59,853			
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	30,800	30,723	30,723	32,450	32,450		38,350			
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	128,582	139,778	127,866	148,597	129,851	156,850					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	25,655	27,889	23,299	27,077	21,842	26,384					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0		0			
		国からの補助金等	⑭	千円	34,234	43,522	42,856	45,739	59,719		74,793			
		都からの補助金等	⑮	千円	18,248	30,595	14,531	29,200	16,703		26,242			
		その他の補助金等	⑯	千円	0	0	0	0	0		0			
		特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	52,482	74,117	57,387	74,939	76,422		101,035			
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	76,100	65,661	70,479	73,658	53,429	55,815					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 314

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
				自立支援事業業務委託	
		被保護者自立促進事業			13,035
		その他 (就労支援員旅費 ほか)			537
	(2) 事業実績	就労支援専門員による早期の経済的自立を目指す就労支援の実施、精神保健福祉士による精神疾患があり就労や日常生活に支障がある被保護者に対するメンタルケア支援、委託事業者による体験就労などの就労支援や居宅生活安定・債務整理支援を行いました。20年度末より臨床心理士の資格を持つ次世代育成支援員により、被保護世帯の不登校児・ひきこもり者の支援、若年未就労者に対する就労意欲喚起を、また21年度末より委託事業者による金銭浪費者・アルコール依存者に対する金銭等預かり支援を実施しました。			

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="一部実現している"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text" value="企業・個人事業者((3)へ)"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text" value="委託 [業務量の50%以上に相当]"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="実施継続"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成16年就労支援専門員2名でスタート。平成17年就労支援専門員を3名に増員。委託事業者へ就労支援業務と生活自立支援業務の委託を開始。平成18年よりメンタルケア支援員を3名配置。21年1月より新たに次世代育成支援員2名を配置、また22年1月より委託事業者へ金銭等預かり支援業務を委託し、現在の支援体制となりました。事業開始時より順調に各種自立支援プログラム実施(作成)件数も伸びており、22年度末ではついに延1000件を超えることとなりました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	実際にケース宅を訪問した次世代育成支援員のアドバイスの仕方がすばらしかったなど、肯定的な意見が聞かれ、ケースワーカーとの連携の下、徐々に事業の評判が高まっています。一方で、公平・適正な保護の実施の観点から、もっと厳しく就労活動を行わせ、生活保護受給の条件として、就労自立までの限度期間を設定し、厳しく監督していく必要があるという意見もみられます。
	今後の予測	被保護世帯数は今後とも通増傾向で推移していくものと思われ、生活保護受給世帯抑制の唯一の手立てとしては、就労支援をはじめとする各自立支援プログラムの適切かつ有効な実施が鍵となります。今後も一層、自立支援プログラムの作成件数は増えていくものと予測され、より有効な支援が可能となるよう、常に支援体制の見直しが必要と考えます。
	評価と課題	地区担当員、各支援専門員及び委託事業者との連携により、各種自立支援プログラムを有効に活用し、就労自立による保護廃止・世帯収入増に貢献してきました。また、負の連鎖抑制を合言葉に開始した次世代育成支援プログラムや金銭浪費者等対象の金銭等預かり支援の実施など、新種の自立支援プログラムにより支援範囲も拡大してきました。今後、委託事業者による就労支援等支援方法の一層の改善とハローワークなど雇用施策関係機関との連携により、自立支援の成果を高めていく必要があります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更
23年度は就労支援の一層の強化を福祉事務所の目標として掲げているところですが、これをより実効性あるものにしていくため、特に次の2点について改善が必要であると考えています。 ①委託事業者による就労支援業務については、より確実に就労に結びつけていけるよう、体験就労の業務範囲を現行の公園清掃体験に限定せず、介護現場の実習体験やシルバー人材センターとの連携による多様な体験業務の紹介など、実施メニューの拡大を図っていく必要があります。 ②今後早急に就労自立件数の増を実現していくため、ハローワーク側との協力関係を一層深め、福祉事務所支援専門員とハローワーク相談員との連携による、より効果的な体制整備を急ぐ必要があります。			

特記事項	
------	--

平成23年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 315

22年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		制度周知のための区独自パンフレットの作成	13,000	部	477
		制度周知のための広報「すぎなみ」、公式ホームページへの記事掲載	30	回	
		制度周知のための区独自パンフレット「障害基礎年金の手引き」の作成	500	部	
		窓口及び電話による年金相談			
		その他 (事務費 ほか)			3,328
	(2) 事業実績				

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか <input type="text" value="実現していない(実現は困難)((4)へ)"/>	(2) 協働等の相手 <input type="text"/>	
	(3) 協働等の形態 <input type="text"/>	(4) 協働等の今後のあり方 <input type="text" value="行政直轄"/>	

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	<small>国民年金は、自営業者等の被用者年金に加入していない人を対象とした年金制度として昭和35年10月に発足しました。保険料徴収は昭和36年4月から開始され、その後制定された通算年金通則法とともに国民皆年金の基盤となりました。昭和57年には被保険者の資格要件の国籍要件の撤廃や昭和61年4月から学生を除く(学生の強制加入は、平成3年4月から)20歳から60歳未満の日本に住むすべての人を強制加入とし、共通の基礎年金を支給する制度になりました。平成14年4月から保険料徴収業務が国へ移管と半額免除制度の導入。平成17年4月から若年者納付猶予制度の創設や平成18年7月から4分の3免除、4分の1免除の導入。平成21年1月に社会保障庁から日本年金機構へと大きく変化してきました。</small>
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	年金記録問題をはじめ国の不祥事から年金制度に対して不信感と不安感を募らせているなかで、将来年金が果たして受けられるのか心配。
	今後の予測	
評価と課題		

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更

特記事項	
------	--